

国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について の制定等について

平成30年5月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号。昭和33年（1958年）国連採択。）に基づき定められた圧縮水素燃料電池自動車に関する国連規則（以下「UNR134」という。）について、平成28年6月30日に国際相互承認に係る容器保安規則（以下「国際則」という。）を制定等することにより、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に取り込んだところ。

今般、国際則の適用を受ける容器等製造事業者について、その登録（法第49条の5第1項）に必要となる容器等製造設備（同条第2項第4号）、容器等検査設備（同項第5号）並びに品質管理の方法及び検査のための組織（同項第6号）に係る技術基準に適合するものの例示等を定めるため、必要な改正を行う。

(2) 改正等を行う法令

(1)を実施するため、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613商局第4号）の廃止及び新規制定並びに冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第8号）の一部を改正する。

2. 改正の内容

(1) 容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈

圧縮水素燃料電池自動車に搭載する容器は、通常高圧ガス保安協会等が行う容器検査（法第44条第1項）を受け、刻印等（法第45条第3項）がなされた後でなければ、当該容器に水素ガスを充填することができない。一方で、容器等製造業者として登録を受けた者は、容器の型式の承認（法第49条の21第1項）を受けることができ、当該承認を受けた型式の容器を製造した場合には、自ら刻印等を行うことができる（法第49条の25）。

今般、UNR134に則り国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際則第

2条第1号)及び当該容器に装置される附属品を製造する容器等製造業者が、その登録の際に必要な容器等製造設備及び容器等検査設備に係る技術基準に適合するものの例示を定める。

具体的には、金属ライナー製及びプラスチックライナー製の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器並びに国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品に応じて、国際則第32条に規定する「容器等事業区分に応じて必要なもの」及び「自主検査を行う容器を適切に製造する能力」並びに国際則第33条に規定する「容器等事業区分に応じて必要なもの」及び「自主検査を行う容器を適切に検査する能力」について、UNR134の規定等を踏まえ、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について別添3として定める。

(2) 品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈

UNR134に則り国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器(国際則第2条第1号)及び当該容器に装置される附属品を製造する容器等製造業者が、その登録の際に必要な品質管理の方法及び検査のための組織に係る技術基準に適合するものの例示を定める。

具体的には、容器等製造業者として必要な品質マネジメントシステム、経営者の責任等及び資源の運用管理等について、日本工業規格 Q 9001 (2008)又は ISO 9001 (2008)を踏まえ、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について別添4として定める。

(3) その他

改正漏れの反映等の文言の適正化のために必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

平成30年5月1日～5月30日	パブリックコメント
平成30年6月中旬	公布・施行予定

以上